

<p>(30) 当用漢字表の再検討について〔国語審議会〕 (昭40.12.9)</p>	<p>・第7期国語審議会の第1部会で審議した経過の報告で、当用漢字表からいちおう削ってもよいと思われる字を、31字、加えてもよいと思われる字、47字を掲げ、また、「まえがき」の修正についても、いちおうの了解に達したことを述べている。</p>	<p>報告7</p>
---	--	------------

2 教育上に用いる漢字に関するもの

<p>(1) 小学校令施行規則 第3号表〔文部省令第14号〕 (明33.8.21)</p>	<p>・尋常小学校において教授に用いる漢字を、だいたい1,200字内外と定めて、その漢字を掲げたもの。</p>	<p>官報、諸案</p>
<p>(2) 小学校令改正の要旨 及其施行上注意事項 〔文部省令第10号〕 (明33.8.22)</p>	<p>・いわば(1)の解説であって、従来小学校では漢字教育にばかり力を注いで、徳育・知育の方面が不足であり、しかも、なお、漢字力は不足である。そこで、学習させる字数を制限し、日常生活上必要なものに限れば、大いに効果があるであろうという意味のことを述べたもの。</p>	<p>沿革</p>
<p>(3) 義務教育用漢字主査 委員会委員長報告〔安藤正次〕 (昭22.9.29)</p>	<p>・当用漢字別表の制定の趣旨、および、881字の漢字選定の基準について第13回総会(22.9.29)で述べたもの。</p>	<p>シリーズ14</p>
<p>(4) 文部当局談 (昭22.9.29)</p>	<p>・このなかで、「この表の漢字は、今後国語の教科書に提出して読み書きともに習得させるものであります。しかしながら、このほかの漢字も、『当用漢字表』の範囲内で、教科書に出てくることと思いますが、それらについては読める程度に教えればよいのであります。(中略)。なお、漢字の制限については、ことばの方面からも考えることが必要なので、漢語整理の仕事も進めております。」……と述べている。</p>	<p>謄写</p>
<p>(5) 当用漢字別表の実施 に関する件〔内閣訓令第1号〕 (昭23.2.16)</p>	<p>・各官庁に対し、制定の趣旨を理解し、協力を希望することを命令したもの。</p>	<p>訓告集</p>

(6) 当用漢字別表 〔内閣告示第1号〕 (昭23.2.16)	・現行の「当用漢字別表」である。	訓告集
(7) 学年別漢字配当表 〔小学校学習指導要領〕 (昭33.10.1)	・別表の漢字 881 字について、小学校の第1学年～第6学年について、各学年別に指導すべき字種、字数を定めたもの。	学習指導要領

3 固有名詞に関するもの

(1) 戸籍法 〔法律第224号〕 (昭22.12.22)	・第50条 子の名には常用平易な文字を用いなければならない。常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。 (昭23.1.1施行)	沿革
(2) 戸籍法施行規則 〔司法省令第94号〕 (昭22.12.29) 〔注 なお, (8)を参照。〕	・第60条 戸籍法第50条第2項の常用平易な文字は、左に掲げるものとする。 1 昭和21年11月 内閣告示第32号当用漢字表に掲げる漢字 2 片かな又は平がな(変体がなを除く。)	沿革
(3) 中国地名・人名の書き方の表〔国語審議会〕 (昭24.7.30)	・中国の地名・人名をかな書きにする場合に用いる中国標準音の書き方を示した表で、文部大臣あてに建議したもの。	答建集
(4) 人名漢字に関する建議〔国語審議会〕 (昭26.5.14)	・子の名の文字には社会慣習や特殊事情もあるので、現在のところなお、当用漢字表以外に若干の漢字を用いるのはやむを得ないと考えて、92字を選び、文部大臣、法務総裁に建議したもの。	答建集
(5) 人名漢字に関する声明書〔国語審議会〕 (昭26.5.14)	・建議の趣旨をさらに詳しく述べ、審議会の、この問題に対する態度と見解を、社会一般に公表し、国語問題の処理について、協力を求めたもの。	報告1
(6) 人名用漢字別表について〔内閣訓令第1号〕 (昭26.5.25)	・制定の趣旨が、国民一般に徹底するように努めることを各官庁に命令したもの。	訓告集
(7) 人名用漢字別表 〔内閣告示第1号〕 (昭26.5.25)	・現行の「人名用漢字別表」(92字)である。	訓告集

<p>(8) 戸籍法施行規則の一部改正 〔法務府令第97号〕 (昭26・5.25)</p>	<p>・第60条第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。 2 昭和26年5月 内閣告示第1号人名用漢字別表に掲げる漢字 (即日施行)</p>	<p>謄写</p>
<p>(9) 公用文改善の趣旨徹底について 〔内閣閣甲第16号〕 (昭27.4.4)</p>	<p>・「地名はさしつかえのない限り、かな書きにしてもよい。(下略)。」 「事務用書類には、さしつかえのない限り、人名をかな書きにしてもよい。(下略)。」</p>	<p>シリーズ 21</p>
<p>(10) 町村の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方について〔国語審議会〕 (昭28.10.8)</p>	<p>・合併によって新しく決定される市町村名について、わかりやすい文字をつかうよう考慮してほしい旨を内閣総理大臣に建議し、文部大臣に報告した。</p>	<p>答建集</p>
<p>(11) 地名・人名のかな書きについて〔国語審議会〕 (昭36.3.17)</p>	<p>・第5期国語審議会第1部会の報告で、地名・人名のかな書きについての見解を述べたもの。</p>	<p>報告 5</p>

4 漢字字体に関するもの

<p>(1) 活字字体に関する協議会の趣旨・目的・範囲・方針等 (昭22.7.一)</p>	<p>・〔趣旨〕教科書でも、新聞雑誌でも活字が不統一である。おりから、字母の新造も必要であるから、活字の整理統一のよい機会である。(摘録) 〔目的〕教科書に用いる活字の字体を統一し、ひいて一般の印刷出版界における標準とする。 〔範囲〕当用漢字(1,850字)の字画。 (下略) 〔方針〕▲なるべく筆写体(かい書)との差を少なくする。▲同じ字形は、その用いられる部位(へんか、つくりかなど)によって少なくとも統一する。▲活字字体としての体系のつりあいを考慮する。(摘録)</p>	<p>記録</p>
<p>(2) 字体整理に関する主査委員会委員長報告〔安藤正次〕(昭23.6.1)</p>	<p>・当用漢字字体表について、審議経過を述べ、整理方針等について詳しく説明したものの。</p>	<p>シリーズ 14</p>

(3) 当用漢字字体表の実施に関する件 〔内閣訓令第1号〕 (昭24.4.28)	・当用漢字字体表の実施を政府部内に命令したものの。	訓告集
(4) 当用漢字字体表 〔内閣告示第1号〕 (昭24.4.28)	・現行の「当用漢字字体表」である。	訓告集
(5) 当用漢字表審議報告 〔国語審議会〕 (昭29.3.15)	・第2期国語審議会漢字部会の報告で、いわゆる「補正資料」である。そのなかに「字体を改め音訓を加える字 燈→灯 ^も 」とある。	報告2
(6) 教科用図書に用いる別表の漢字の教科書体活字の字体について 〔教科用図書検定基準内規〕(昭33.12.一)	・原則として「当用漢字字体表」によるが、次に示すものについては、ここに示す形による。 (ア) 人入北均七切改の7字 (イ) 子手令言の4字およびこれが部分となっている漢字 (ウ) 之ネネ ^目 々 ^四 んが部分となっている漢字 別表以外の当用漢字の字体も、これを参考にして修正を加えることが望ましい。(要旨)	印刷物
(7) これまでの国語施策について〔国語審議会〕 (昭38.10.11)	・第6期国語審議会の報告の一部で、簡易字体の採用について例をあげ、むしろ漢字を広く生かす道であるといっている。	答建集
(8) 当用漢字表の再検討について〔国語審議会〕 (昭40.12.9)	・第7期国語審議会第1部会からの経過報告で、そのなかに、「〔字体変更〕灯(←燈)」とある。	報告7

5 音訓関係

(1) 音訓整理主査委員会委員長報告〔安藤正次〕 (昭22.9.29)	・第13回総会で、漢字の音訓を整理することの意義、その方針、取捨選択の基準などについて、また、当用漢字音訓表成立のいきさつを述べたもの。	シリーズ 14
(2) 文部当局談 (昭22.9.29)	・音訓整理の必要性を述べ、社会一般の理解と協力を求めたもの。	謄写

<p>(3) 当用漢字音訓表の実施に関する件 〔内閣訓令第2号〕 (昭23.2.16)</p>	<p>・つとめて当用漢字音訓表によって漢字を使用することを各官庁に命令したものの。</p>	<p>訓告集</p>
<p>(4) 当用漢字音訓表 〔内閣告示第2号〕 (昭23.2.16)</p>	<p>・現行の「当用漢字音訓表」である。</p>	<p>訓告集</p>
<p>(5) 当用漢字表審議報告 〔国語審議会〕 (昭29.3.15)</p>	<p>・第2期国語審議会漢字部会の報告で、いわゆる補正資料である。ここでは当用漢字表(音訓表, 字体表を含む。)から28字を削り、同じく28字を加えている。また、音訓を加える字として、個 <small>ニ</small> → 個 <small>ニカ</small> とあり、字体を改め音訓を加える字として、燈 <small>トウ</small> → 灯 <small>トウ</small> とある。</p>	<p>報告2</p>
<p>(6) これまでの国語施策について 〔国語審議会〕 (昭38.10.11)</p>	<p>・第6期国語審議会の報告の一部で、当用漢字音訓表については、漢字の表意性などを考えて、改めて、検討する必要があるといている。</p>	<p>答建集</p>

6 送りがな関係

<p>(1) 送仮名写法 〔文部省編輯局〕 (明13.3.—～明16.3.—)</p>	<p>・(1), (2)ともに当時の教科書の送りがなの基準となったものであろうと想像されるもの。なお、(2)は(1)を改訂増補したものらしい。</p>	<p>?</p>
<p>(2) 送仮名写法〔文部省編輯局定・内田嘉一録〕 (明16.—.—)</p>	<p>・(1), (2)ともに当時の教科書の送りがなの基準となったものであろうと想像されるもの。なお、(2)は(1)を改訂増補したものらしい。</p>	<p>?</p>
<p>(3) 送仮名法 〔内閣官報局〕 (明22.—.—)</p>	<p>・はじめ官報局部内用に作成、印刷されたものを、他官庁、および、一般の需要が多かったので、明治27年に公刊したものの。内容は、総則4条と各則27条からなる。</p>	<p>送資集</p>
<p>(4) 送仮名法 〔国語調査委員会〕 (明40.3.—)</p>	<p>・国語調査委員会が、芳賀矢一氏を中心として、それまでに発表されていたいろいろの送りがな法や慣例を参照して定めたもので、その例言で、次のようにいって</p>	<p>送資集</p>

	<p>いる。「……規則ヲ以テ之ヲ律セントスレバ慣用ニ背キ、慣用ニ委スレバ乱雜際涯ナカラントス。一般ノ法文、教科用書等ニ於テ、少クトモ大体ノ統一ヲ有セシムベキハ国家ノ体面ヨリイフモ必要ナリ。……本法ハ現行普通文（注：文語文をさす。）ヲ標準トシテ規定シタルモノニシテ書翰文、口語文ニハ之ニ準ジテ、多少ノ斟酌ヲ要スベシ。」</p> <p>内容は、「(1) 活用語ノ語尾変化ヲカキアラハスコト。(2) 語ノ末ニ附属スル助詞、助動詞ヲカキアラハスコト。(3) 語ノ末ニ含マルル接尾語ヲカキアラハスコト。(4) 漢字ヲ音読スルモノハ漢字以外ヲカキアラハスコト。」の4綱領と第1則から第15則までの法則を掲げ、例をあげ、また、説明を加えている。</p>	
<p>(5) 送りがなのつけ方 〔案〕〔文部省〕 (昭21.3.一)</p>	<p>・文部省で編修、作成する各種の教科書、文書などの表記法を統一し、その基準を示すための案の一つである。内容は、27条の通則と例、および、用例からなる。</p>	印刷物
<p>(6) 公文用語の手びき 〔総理庁・文部省〕 (昭21.9.一)</p>	<p>・内閣、各省協力のもとに編集されたもので、「官庁の用字・用語をやさしくする件」として、21.12.9に次官会議申し合わせとなり、閣議決定を経て、21.12.24に内閣閣甲第418号として各省庁に通知されたもので、そのなかに「送りがなのつけ方」が含まれている。これは、「国語を書き表わすのに漢字を用いる場合、単語としてどの部分を漢字で記し、どの部分をかなで示すかについて、現代の口語文に適するように基準を定めたもので、動詞、形容詞、副詞、接続詞、名詞の送りがなについて17条の通則・例を掲げ、また、用例からなるもので、「代名詞、連体詞、感動詞、並びに助詞、助動詞は、漢字を用いないのを原則とする。」とある。</p>	出版物

(7) 文部省刊行物表記の基準〔文部省〕 (昭25.9.一)〔後に「国語の書き表わし方」として公刊された。〕	・使用上の注意の一つに「送りがな」の項があり、簡単な法則と例とをあげている。	印刷物
(8) 「送りがなのつけ方」の実施について 〔内閣訓令第1号〕 (昭34.7.11)	・各行政機関に対し、「送りがなのつけ方」の方針によるものとするを命令したもの。	訓告集
(9) 送りがなのつけ方 〔内閣告示第1号〕 (昭34.7.11)	・現行の「送りがなのつけ方」である。	訓告集
(10) 法令用語の送りがなのつけ方 〔法制局総発第134号〕 (昭34.12.4)	・内閣訓令第1号「送りがなのつけ方」の実施に伴って、法制局では、法律案、および、政令案の起案、ならびに、既存の法律・政令を改正する場合(ただし、文語体の場合を除く。)に用いる送りがなのつけ方の基準を示し、これによるべきことを各省あてに通知したもの。	シリーズ 21
(11) これまでの国語施策について 〔国語審議会〕 (昭38.10.11)	・第6期国語審議会の報告の一部で、「送りがなのつけ方」は、全体として送りすぎている点、また例外や許容の多い点などについて、漢字の性質を考えて、改めて検討する必要があるといている。	答建集
(12) 送りがなのつけ方の再検討について〔国語審議会〕(昭40.12.9)	・第7期国語審議会第1部会の経過報告である。	謄写

7 かなづかいに関するもの

(1) 問目一則 〔文部大臣諮問〕 (明26.一.一)	・井上毅大臣が、帝国大学文科大学、第1高等中学校に対して行なった字音かなづかいに関する諮問。	諸案
(2) 明治26年井上文部大臣の字音仮名遣に関する諮問に対する答申	・(1)に対する三上参次・高津楯三郎(普通教育の必要上、簡易化したほうがよい。)黒川真頼・物集高見・落合直文(従来ど	諸案